

## ホテルNo.1 高知 よさこい期間 特別規約

8月8日～12日の5日間をよさこい期間とします。

よさこい期間の宿泊料金および駐車料金は特別料金となります。

### 第1条 よさこい期間の宿泊申込（予約）について

#### 1 【予約方法】

2026年のよさこい期間の予約受付は2026年4月1日正午から行います。

#### 2 【予約方法】

インターネット経由（事前決済）でのみ予約を承ります。

#### 3 【予約の完了】

予約はホテルの確認をもって完了とします。

### 第2条 予約完了後の予約取消（キャンセル）、予約変更等について

#### 1 【予約完了後のキャンセル】

予約完了後のキャンセルについては、返金を行いません。

但し、よさこい祭りの開催が中止もしくは延期となった場合のキャンセルについては、第2条(3)の定めに準じます。

#### 2 【予約完了後の予約変更】

増員、増泊については新たな宿泊申込として取り扱います。

減員、減泊については返金を行いません。

#### 3 よさこい祭り開催中止並びに開催延期（開催期間変更）の場合の

キャンセルに関しては、キャンセル料50%をいただきます。

### 第3条 返金について

返金を行う場合、振込もしくはフロント対面で現金返金を行います。

振込により返金を行う場合の振込手数料は宿泊申込者の負担とします。

また、返金に伴いその他費用が発生する場合は、それらの費用は宿泊申込者の負担とします。

ホテルから返金を行う場合、返金金額から振込手数料を差し引いたものを返金致します。

### 第4条 領収証発行について

各インターネットサイトより発行される領収証を取得してください。

### 第5条 その他

よさこい期間における新たな事項等がある場合はホテルの自社ホームページにてお知らせします。

第6条 予約完了後の宿泊者変更について

当初予約の宿泊者が変更になった場合

申込者は、ホテルに遅滞なく、新たな宿泊者の氏名等必要な情報をお知らせ下さい。

(必ず申込みの方から連絡をお願いします。申込者からの変更の確認が取れない場合は、宿泊者変更はできないものとします。)

第7条 本規約はよさこい期間に限った特別規約です

個人において、本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈につき疑義を生じた事項は、ホテルの宿泊約款、法令その他慣習などを総合勘案し、ホテルと予約者は互いに協議の上解決するものとします。

団体においては、本規約に定めのない事項については、ホテルNo.1 グループ団体取扱規約に準じます。

また、ホテルNo.1 グループ団体取扱規約並びに本規約に定めのない事項、または本規約の条項の解釈につき疑義を生じた事項は、ホテルの宿泊約款、法令その他慣習などを総合勘案し、ホテルと予約者の代表は互いに協議の上解決するものとします。なお、団体取扱規約第6条(2)の違約金の条項については本規約に於いては該当しないものとします。

以上  
以下余白